

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年6月21日(2023.6.21)

【公開番号】特開2022-174292(P2022-174292A)

【公開日】令和4年11月22日(2022.11.22)

【年通号数】公開公報(特許)2022-215

【出願番号】特願2022-150051(P2022-150051)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00(2006.01)	10
A 6 1 K 9/06(2006.01)	
A 6 1 K 47/10(2017.01)	
A 6 1 K 47/34(2017.01)	
A 6 1 K 47/36(2006.01)	
A 6 1 K 9/70(2006.01)	
A 6 1 K 9/107(2006.01)	
A 6 1 P 43/00(2006.01)	
A 6 1 K 47/02(2006.01)	
A 6 1 K 9/127(2006.01)	
A 6 1 K 47/42(2017.01)	20
A 6 1 K 31/506(2006.01)	
A 6 1 K 31/519(2006.01)	
A 6 1 K 31/4985(2006.01)	
A 6 1 K 31/53(2006.01)	
A 6 1 K 47/14(2017.01)	
A 6 1 K 47/06(2006.01)	
A 6 1 K 47/12(2006.01)	
A 6 1 K 9/08(2006.01)	
A 6 1 P 15/10(2006.01)	
A 6 1 K 31/198(2006.01)	30

【F I】

A 6 1 K 45/00	
A 6 1 K 9/06	
A 6 1 K 47/10	
A 6 1 K 47/34	
A 6 1 K 47/36	
A 6 1 K 9/70 401	
A 6 1 K 9/107	
A 6 1 P 43/00 111	
A 6 1 K 47/02	40
A 6 1 K 9/127	
A 6 1 K 47/42	
A 6 1 K 31/506	
A 6 1 K 31/519	
A 6 1 K 31/4985	
A 6 1 K 31/53	
A 6 1 K 47/14	
A 6 1 K 47/06	
A 6 1 K 47/12	
A 6 1 K 9/08	50

A 6 1 P 15/10
A 6 1 K 31/198

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月13日(2023.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験体の皮膚への局所送達のための組成物であって、前記組成物は、以下：

2.5重量%から15重量%の濃度の、L-アルギニンおよび/またはL-アルギニン塩酸塩を含む一酸化窒素供与体、

0.5重量%から1重量%のキサンタンガム、

1重量%から10重量%のプロピレングリコール、

1重量%から4重量%以下のポリソルベート界面活性剤、

シルデナフィルおよび/またはその塩、ならびに、

イオン性塩

を含み、ここで、前記組成物は、0.25Mから1.5Mのイオン強度を有する、組成物。

【請求項2】

前記イオン性塩が、塩化ナトリウム、塩化カリウム、および、塩化マグネシウムの1つまたは複数を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

クリーム、ゲルまたはローションである、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

さらに、ステアリン酸グリセリル、セチルアルコール、スクアレン、ミリスチン酸イソプロピル、および、オレイン酸の1つまたは複数を含む、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

前記ポリソルベート界面活性剤が、ポリソルベート20である、請求項1から4のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

前記シルデナフィルおよび/またはその塩が、1重量%から10重量%の濃度で存在する、請求項1から5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

前記シルデナフィルが、5重量%の濃度で存在する、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

40 の温度に少なくとも4週間暴露された場合に安定である、請求項1から7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

前記イオン性塩が前記組成物の少なくとも5重量%の濃度で存在する、請求項1から8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

前記イオン性塩が、塩化コリン、および塩化カルシウムからなる群より選択される1つまたは複数の塩をさらに含む、請求項2に記載の組成物。

【請求項11】

前記組成物が、少なくとも1Mのイオン強度を有する、請求項1から10のいずれか一

10

20

30

40

50

項に記載の組成物。

【請求項 1 2】

前記一酸化窒素供与体を含有する包装をさらに含み、該包装が、リポソーム、コラーゲンのエマルション、コラーゲンペプチド、およびそれらの組合せからなる群から選択される、請求項 1 から 1 1 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 1 3】

前記シルデナフィルおよび / またはその塩が、クエン酸シルデナフィルである、請求項 1 から 1 2 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 1 4】

保存剤をさらに含む、請求項 1 から 1 3 のいずれか一項に記載の組成物。

10

【請求項 1 5】

前記組成物が、被験体の生殖器領域に塗布されることを特徴とする、前記被験体における性機能不全を処置するための、請求項 1 から 1 4 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 1 6】

前記被験体が女性である、請求項 1 5 に記載の組成物。

【請求項 1 7】

前記被験体が男性である、請求項 1 5 に記載の組成物。

20

【請求項 1 8】

前記組成物が、前記男性の陰茎に塗布されることを特徴とする、請求項 1 7 に記載の組成物。

【請求項 1 9】

前記組成物が、塗布後 10 分未満に勃起を促進する、請求項 1 7 または 1 8 に記載の組成物。

【請求項 2 0】

前記組成物が、30 分以内に効果を発揮する、請求項 1 5 から 1 8 のいずれか一項に記載の組成物。

30

40

50